

Ⅲ. 参 考 表 · 图

参考表 1 産業別民営事業所数及び従業上の地位別従業者数、従業者数の外別経営の事業所から派遣されている人数（滋賀県）

事業所数	従業者数（民営事業所）							従業者数の外別経営の事業所から派遣されている人			
	総数	個人業主	無給の家族従業者	有給役員	常用雇用者		臨時雇用者	計	男	女	
					総数	正社員・正職員					正社員・正職員以外
全産業(公務を除く)	58,609	25,335	9,152	38,449	500,853	315,722	185,131	38,050	24,158	14,893	9,265
農業、林業	311	-	-	734	2,168	1,312	856	590	152	95	57
漁業	31	-	-	67	89	62	27	122	3	-	3
鉱業、採石業、砂利採取業	38	2	1	62	194	153	41	10	-	-	-
建設業	7,117	3,566	1,062	6,200	24,610	20,401	4,209	2,377	465	346	119
製造業	6,111	2,235	962	6,396	153,729	126,098	27,631	4,351	11,851	7,790	4,061
電気・ガス・熱供給・水道業	39	-	-	6	1,483	1,452	31	5	92	78	14
情報通信業	433	36	10	504	3,743	3,126	617	86	424	141	283
運輸業、郵便業	1,345	103	41	1,075	28,895	19,696	9,199	1,786	3,048	2,448	600
卸売業、小売業	14,827	6,542	3,260	8,231	95,062	41,887	53,175	8,153	2,437	990	1,447
金融業、保険業	834	103	25	550	12,546	10,252	2,294	72	516	90	426
不動産業、物品賃貸業	3,446	1,628	633	2,731	5,638	3,910	1,728	495	179	115	64
学術研究、専門・技術サービス業	2,091	1,004	199	1,459	11,957	10,188	1,769	474	1,496	1,135	361
宿泊業、飲食サービス業	6,076	3,731	1,521	1,523	41,219	8,760	32,459	5,636	858	424	434
生活関連サービス業、娯楽業	4,688	3,063	709	1,113	19,859	10,569	9,290	2,442	536	231	305
教育、学習支援業	1,859	1,189	156	314	11,952	5,978	5,974	2,019	737	281	456
医療、福祉	3,216	1,595	348	1,719	47,886	29,905	17,981	4,347	505	111	394
複合サービス事業	461	35	12	280	4,319	3,367	952	66	47	32	15
サービス業（他に分類されないもの）	5,686	503	213	5,485	35,504	18,606	16,898	5,019	812	586	226

資料：県統計課「平成21年経済センサス-基礎調査」

用語説明

- ①「常用雇用者」とは事業所に常時雇用されている人で、期間を定まずに雇用されている人もしくは1か月を越える期間を定めて雇用されている人または調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている人を行います。
- ②「正社員・正職員」とは「常用雇用者」のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人を行います。
- ③「正社員・正職員以外」とは「常用雇用者」のうち一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイトまたはそれに近い名称で呼ばれている人を行います。
- ④「臨時雇用者」とは、1か月以内の期間を定めて雇用されている人または日々雇用されている人を行います。
- ⑤「従業者数の外別経営の事業所から派遣されている人」とは他の会社など別経営の事業所から派遣されている人または下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて当該事業所で働いている人を行い、上表の従業者数には含まれていません。

参考表 2 事業所規模、産業、就業形態別常用労働者一人あたり平均月間出勤日数、総実労働時間数、所定内労働時間数及び所定外労働時間数
(平成 23 年平均)

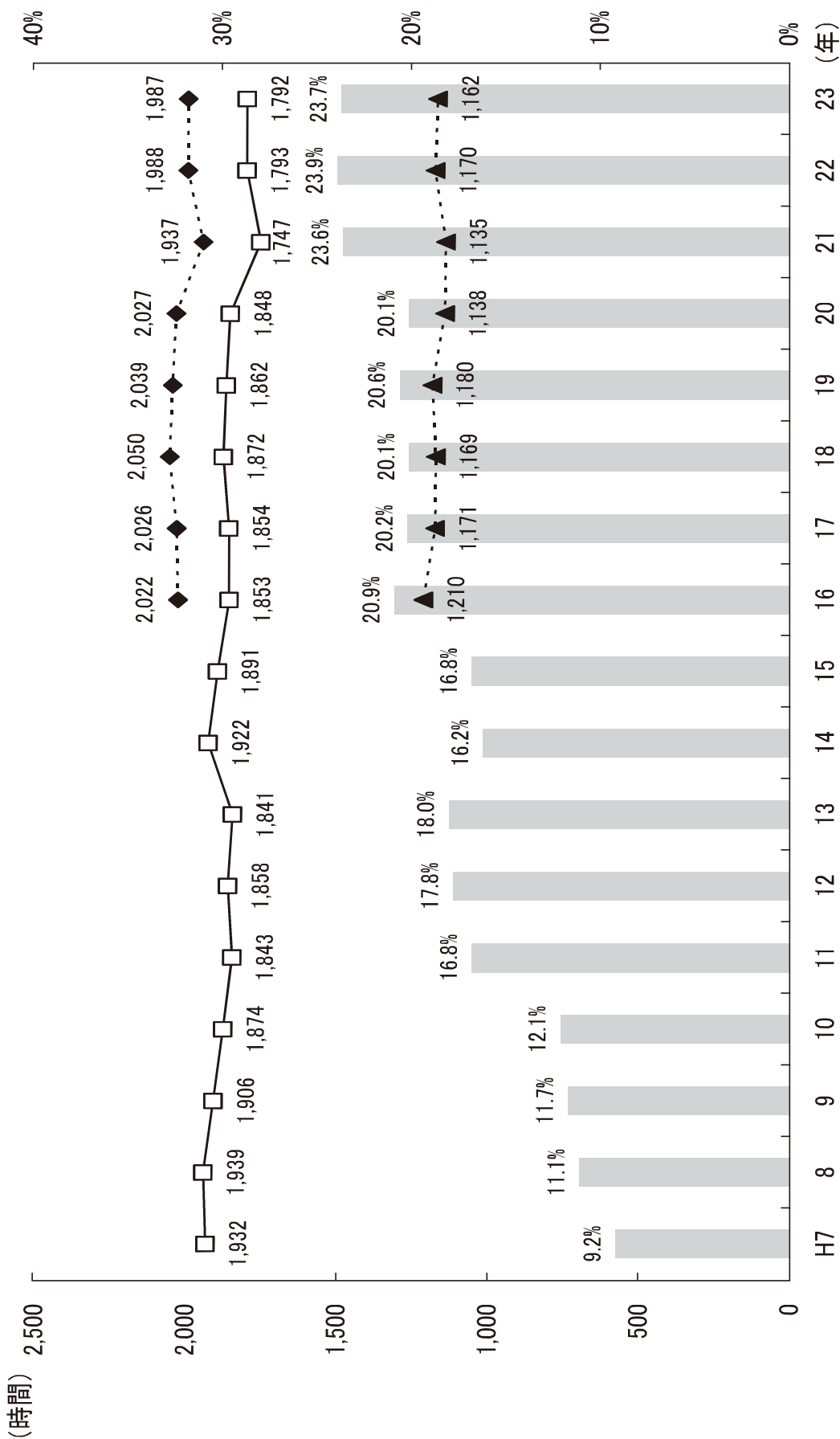
「所定内労働時間」とは労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数のことをいい、「所定外労働時間」とは早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことをいいます。「総実労働時間」とは「所定内労働時間」と「所定外労働時間」の合計です。なお、以下の表の産業分類は県の労働条件実態調査とは必ずしも一致しますので取扱いは注意してください。

産業	一般労働者				パートタイム労働者			
	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
	日	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間
調査産業計	19.5	165.6	149.1	16.5	16.7	96.8	94.3	2.5
建設業	17.2	139.7	122.4	17.3	0.0	0.0	0.0	0.0
製造業	19.4	167.1	148.4	18.7	119.3	114.5	4.8	4.8
電気・ガス・熱供給・水道業	19.0	158.3	138.9	19.4	117.7	117.6	0.1	0.1
情報通信業	19.1	159.2	147.8	11.4	91.7	90.4	1.3	1.3
運輸業、郵便業	21.2	193.5	161.8	31.7	95.8	91.6	4.2	4.2
卸売業、小売業	20.6	171.5	156.4	15.1	100.8	99.5	1.3	1.3
金融業、保険業	18.9	158.6	144.9	13.7	123.9	123.8	0.1	0.1
不動産業、物品賃貸業	21.0	183.1	164.2	18.9	97.9	96.4	1.5	1.5
学術研究、専門・技術サービス業	18.6	156.1	140.2	15.9	110.0	108.0	2.0	2.0
宿泊業、飲食サービス業	22.5	186.0	173.6	12.4	72.4	70.6	1.8	1.8
生活関連サービス業、娯楽業	22.8	179.5	172.8	6.7	94.2	92.6	1.6	1.6
教育、学習支援業	18.2	158.7	139.7	19.0	47.4	47.3	0.1	0.1
医療、福祉	19.2	156.6	151.0	5.6	77.3	76.6	0.7	0.7
複合サービス業	19.6	160.1	152.7	7.4	122.9	120.8	2.1	2.1
サービス業(他に分類されないもの)	18.9	155.3	143.2	12.1	82.2	77.7	4.5	4.5

産業	一般労働者				パートタイム労働者			
	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
	日	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間
調査産業計	19.8	165.2	150.7	14.5	15.7	89.1	87.3	1.8
建設業	20.6	168.3	153.0	15.3	131.3	131.3	0.0	0.0
製造業	19.4	165.6	148.2	17.4	115.7	111.6	4.1	4.1
電気・ガス・熱供給・水道業	19.0	158.3	138.9	19.4	117.7	117.6	0.1	0.1
情報通信業	20.0	159.5	149.1	10.4	57.5	57.3	0.2	0.2
運輸業、郵便業	21.0	188.6	161.5	27.1	98.8	94.6	4.2	4.2
卸売業、小売業	21.1	175.4	161.0	14.4	90.7	89.7	1.0	1.0
金融業、保険業	18.9	156.2	143.5	12.7	129.1	127.7	1.4	1.4
不動産業、物品賃貸業	20.4	168.8	156.0	12.8	100.6	99.0	1.6	1.6
学術研究、専門・技術サービス業	19.2	159.1	145.7	13.4	99.3	98.1	1.2	1.2
宿泊業、飲食サービス業	21.8	179.2	169.3	9.9	70.2	69.2	1.0	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	22.1	168.9	162.1	6.8	71.5	70.7	0.8	0.8
教育、学習支援業	18.7	149.1	136.3	12.8	54.2	54.1	0.1	0.1
医療、福祉	19.3	153.9	148.5	5.4	79.7	79.2	0.5	0.5
複合サービス業	19.5	159.4	151.7	7.7	117.3	112.8	4.5	4.5
サービス業(他に分類されないもの)	19.8	162.0	150.0	12.0	84.2	80.4	3.8	3.8

資料：県統計課「毎月労働統計調査」

参考図1 年間総実労働時間の推移 (調査産業計、規模30人以上)



■ パートタイム労働者比率 □ 年間総実労働時間 ◆ (年間総実労働時間)一般労働者 ▲ (年間総実労働時間)パートタイム労働者

※年間総実労働時間は年平均総実労働時間を1.2倍して、小数点第一位を四捨五入したものである。資料：県統計課「毎月勤労統計調査」

参考表 3～5 は厚生労働省が実施した「平成 23 年賃金構造基本統計調査」結果の滋賀県分の一部を抜粋し掲載したものです。この調査の産業分類は県の労働条件実態調査とは必ずしも一致しませんので取扱いには注意してください。

参考表 3 新規学卒者の初任給額（滋賀県）

初任給額とは、平成 23 年に採用し 6 月 30 日現在で実際に雇用している新規学卒者について、所定内給与額（所得税、社会保険料等控除前の「きまって支給する現金給与額」から超過労働給与額を差し引いた額）から通勤手当を除いたものであり、かつ平成 23 年 6 月 30 日現在で平成 23 年度の額として確定したものをいいます。

平成 23 年（2011 年）6 月 30 日現在

	産業計	製造業	卸売業・小売業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）
男性	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
学歴計	187.5	183.7	186.4	210.7	171.4	226.0	173.3	174.2	178.0
高校卒	162.6	163.1	170.0	158.9	160.5	155.0	153.1	-	155.8
高専・短大卒	179.0	177.3	178.0	-	181.9	162.2	167.9	-	192.2
大学卒	200.5	204.1	192.0	190.7	179.1	236.9	202.0	174.2	182.3
女性									
学歴計	179.8	182.6	163.0	203.9	182.2	203.8	168.3	175.6	167.4
高校卒	162.4	163.3	159.0	163.6	179.9	160.8	144.0	-	151.0
高専・短大卒	166.0	184.8	169.0	-	166.3	160.9	166.1	164.6	-
大学卒	192.7	192.1	166.3	-	192.2	233.2	173.1	179.0	176.2

資料：厚生労働省「平成 23 年賃金構造基本統計調査」

参考表 4 パートタイム労働者の 1 時間あたりの所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（滋賀県）

「1 日当たりの所定内実労働時間数」とは各個人別ごとに所定内実労働時間数（総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの）を実労働日数で除したものをいいます。また、「1 時間当たり所定内給与額」とは各労働者ごとに所定内給与額（所得税、社会保険料等控除前の「きまって支給する現金給与額」から超過労働給与額を差し引いた額）を所定内実労働時間数で除したものをいいます。

平成 23 年（2011 年）6 月 30 日現在

	男性労働者						女性労働者					
	年齢	勤続年数	実労働日数	1 日当たり所定内実労働時間数	1 時間当たり所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	年齢	勤続年数	実労働日数	1 日当たり所定内実労働時間数	1 時間当たり所定内給与額	年間賞与その他特別給与額
産業計	38.1	4.2	15.2	5.0	1,057	28.7	44.0	6.1	16.7	5.3	970	32.7
製造業	59.0	8.3	16.7	6.5	1,352	88.1	49.0	8.0	18.7	6.1	942	58.7
卸売業、小売業	31.0	3.4	16.2	4.4	919	19.6	42.0	6.3	17.4	4.9	905	18.4
学術研究、専門・技術サービス業	53.8	4.9	13.7	6.1	1,784	11.8	42.4	6.6	18.6	5.9	1,045	96.3
宿泊業、飲食サービス業	26.7	2.2	13.3	5.1	863	2.3	37.6	4.2	14.8	4.8	869	5.5
生活関連サービス業、娯楽業	54.8	8.3	16.5	6.1	1,048	48.6	46.4	5.5	16.5	6.1	1,061	15.5
医療、福祉	60.9	5.7	13.4	5.1	1,869	90.5	46.5	5.0	14.4	5.7	1,239	43.6
複合サービス事業	62.9	5.0	13.7	6.5	1,431	33.1	52.8	6.2	15.5	6.9	866	47.6
サービス業（他に分類されないもの）	56.9	5.5	13.2	6.1	1,021	11.9	53.5	5.0	15.9	4.9	939	1.7

資料：厚生労働省「平成 23 年賃金構造基本統計調査」